

鹿屋市  
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

概要版



令和3年3月  
鹿児島県鹿屋市

# 計画概要及び基本理念

## ■ 計画策定の趣旨

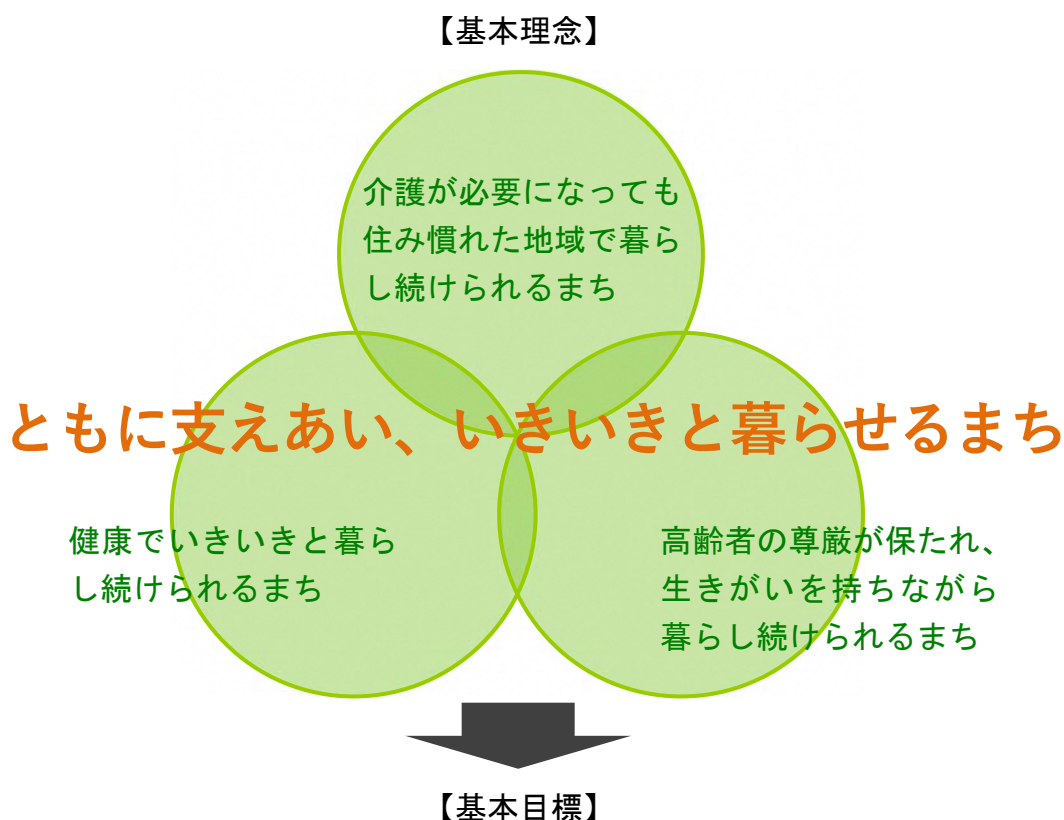
2025年さらには2040年を見据えながら、地域共生社会の実現に向けて、地域の実情に応じた柔軟かつ効果的な介護サービスや福祉サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を計画的に行うため、「鹿屋市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定しました。

## ■ 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度として令和5年度までの3か年を計画期間とします。

なお、計画期間の最終年度である令和5年度には、高齢者を取り巻く今後の諸状況等の変化を踏まえ次期計画を策定します。

## ■ 基本理念と基本目標



- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 基本目標1 | 生涯現役社会の実現と健やかまちづくり            |
| 基本目標2 | 住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり    |
| 基本目標3 | 安心して暮らせるための医療と介護が連携・充実したまちづくり |
| 基本目標4 | 地域の実情に応じた多様なサービスの充実したまちづくり    |

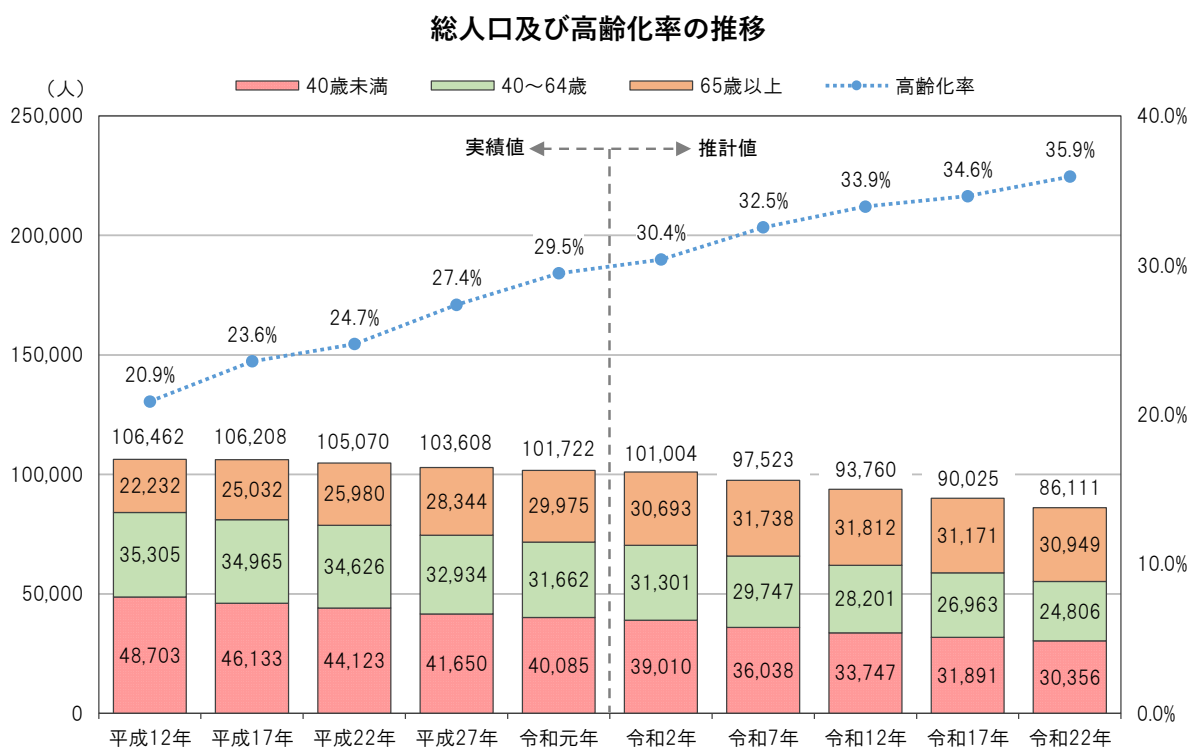
## 人口及び被保険者数の推計

### ■ 人口の推移

本市の総人口は年々減少傾向にあり、令和元年には101,722人となっています。令和元年の高齢化率は29.5%で平成12年から8.6ポイント増加し、令和2年以降も増加傾向となっており、令和22年には35.9%となる見込みです。

また、本市の人口ピラミッドは、令和元年では男女とも65～69歳が最も多くなっています。令和22年には高齢者の増加がみられ、男女ともに85歳以上の増加が顕著で、主な介護要因である骨折や認知症による医療や介護、独居世帯における地域の見守り等への影響を考慮する必要があります。

推計では、今後も人口は減少し、高齢者数は令和17年に減少に転じますが、高齢化率はその後も上昇し続けます。少子高齢化の進展は県内他市町村より比較的緩やかなものの、高齢者を支える現役世代の負担は今後も増加が見込まれ、社会保障費の負担増加や介護・医療の人材確保等が課題となっています。

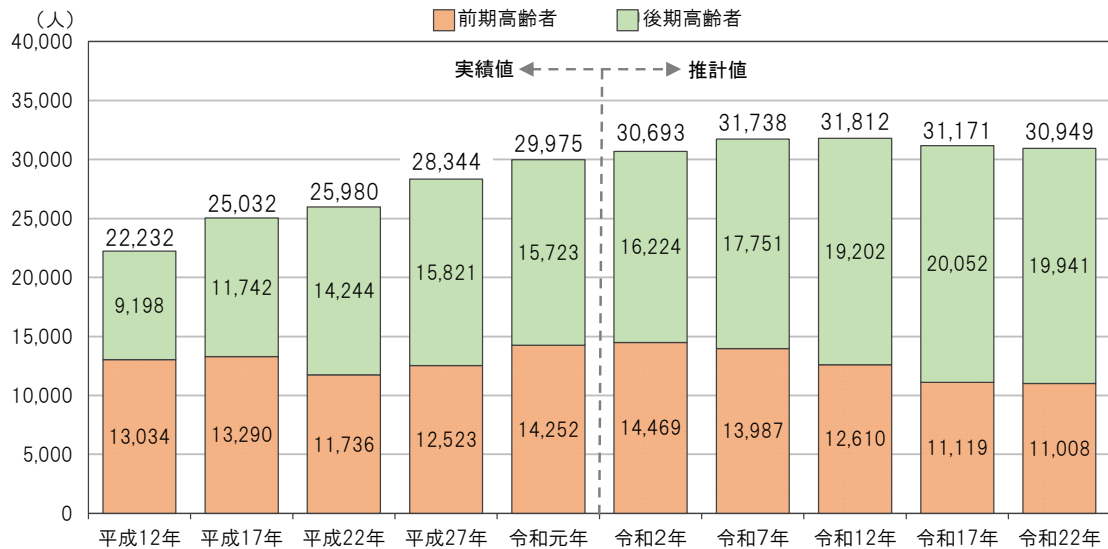


(出典) 平成12年～平成27年：国勢調査、令和元年：住民基本台帳(令和2年3月31日)、令和2年～令和22年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

## ■ 前期・後期高齢者数の推移

高齢者人口は増加傾向にあり、令和元年には29,975人となっています。平成17年以前は前期高齢者が後期高齢者を上回っていますが、令和2年以降、前期高齢者が減少に転じているのに対し後期高齢者は増加傾向にあり、令和17年には後期高齢者が前期高齢者の約2倍となる見込みです。

前期・後期高齢者数の推移

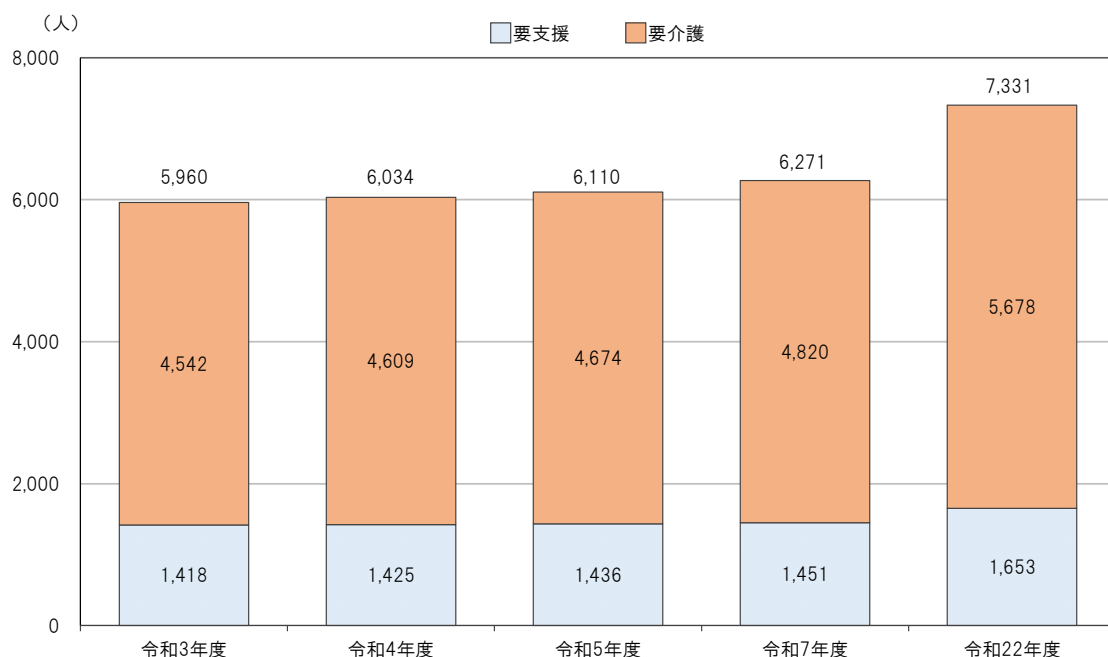


(出典) 平成12年～平成27年：国勢調査、令和元年：住民基本台帳（令和2年3月31日）、令和2年～令和22年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

## ■ 要介護（要支援）認定者数の推計

要介護（要支援）認定者数の推計は、令和2年9月末現在の認定率を用いた自然体推計により、次のとおり設定します。

第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数の推計



(出典) 見える化システム

# 高齢者保健福祉施策の概要

## 基本目標 1 生涯現役社会の実現と健やかまちづくり

- 住み慣れた地域で、高齢者本人の希望やスキルを活かしながら、生きがいを持って生活することができる「生涯現役社会」を目指します。
- ボランティア活動やシルバー人材センターなど、高齢者の地域参加、社会貢献活動、就業の機会が充実し、元気な高齢者が活躍できるまちづくりを目指します。
- 健康づくりや介護予防、重度化防止のため、高齢者が気軽に参加できる通いの場があり、自立支援ケアマネジメントが受けられるなど、健康寿命延伸の取組が充実した健やかなまちづくりを目指します。

### 1 高齢者の生きがいづくり

- ① 生涯学習の充実
- ② 高齢者大学・生涯学習推進
- ③ ふれあい・いきいきサロンへの支援
- ④ 高齢者クラブ活動への支援
- ⑤ 合同金婚式
- ⑥ 高齢者祝金

### 2 高齢者による地域・社会貢献活動の推進

- ① 地域共生社会の推進
- ② 重層的支援体制整備事業
- ③ ボランティア育成・活動推進
- ④ 高齢者の就労促進

### 3 健康づくり・介護予防の推進

#### (1)健康づくりの推進

- ① 健康づくり推進体制の整備
- ② がん検診・健康診査事業
- ③ 予防対策の推進
- ④ 生活習慣改善事業
- ⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

#### (2)介護予防の推進

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 地域リハビリテーション活動支援事業
- ⑤ 一般介護予防事業評価事業
- ⑥ 公衆浴場利用助成事業

#### (3)重度化防止の取組に対する支援

- ① 要支援者に対する重度化防止
- ② 介護サービス事業者における自立支援・重度化防止の取組の支援  
(軽度者の重度化防止に向けた通所系・居宅支援事業所支援)

#### (4)リハビリテーションサービス提供体制の構築

- ① 提供事業所数
- ② 専門職従事者数
- ③ サービス利用率

## 基本目標2 住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり

- 介護人材の確保や育成の取組により、必要な介護サービスが提供され、生活支援コーディネーターを中心にインフォーマルな支援が受けられるまちづくりを目指します。
- 認知症に関する市民の理解や関心が高く、身近なかかりつけ医のほか、認知症地域支援推進員や認知症疾患医療センター等による早期発見・早期対応の専門的支援が充実し、認知症になっても安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。
- 個人が尊重され、その人が望む自己実現を支援するための権利擁護・虐待防止の取組が充実し、成年後見制度が利用しやすいまちづくりを目指します。
- 障がいのある高齢者が安心して生活できるとともに、介護を担う家族に優しいまちづくりを目指します。
- 災害・感染症発生時等の緊急時に備え、避難支援や介護サービスの事業継続に迅速・適切に対応できる体制を整え、高齢者の日常生活における不安感の解消を目指します。

### 1 介護体制・地域支援体制の充実

#### (1) 介護体制の充実

- ① 介護人材確保検討の場の構築
- ② 介護人材の定着・育成支援
- ③ 新たな介護人材の確保

#### (2) 地域支援体制の充実

- ① 生活支援体制の構築
- ② 在宅福祉アドバイザーによる地域での見守り活動の推進
- ③ ボランティア等の支援担い手育成
- ④ 民生委員による見守り活動の支援

### 2 認知症施策の推進

- ① 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進
- ② 認知症の人や家族を支える支援体制の構築
- ③ 認知症ケアの向上

### 3 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

- ① 虐待の予防、早期発見等の適切な支援
- ② 高齢者在宅生活支援措置等事業
- ③ 介護施設等従事者の指導啓発
- ④ 消費者被害防止のための啓発

### 4 成年後見制度の利用促進

- ① 成年後見制度利用支援事業
- ② 成年後見制度の理解促進
- ③ チームによる支援組織の体制整備
- ④ 福祉サービス利用支援事業
- ⑤ 成年後見人等の確保・育成

### 5 障がい者福祉との連携

- ① 担当者研修会の開催
- ② 関係者の連携による支援

### 6 介護を行う家族への支援

- ① 家族介護者の支援
- ② 在宅高齢者等介護慰労金支給事業
- ③ 紙おむつ支給事業

### 7 介護サービスの質の向上

- ① 介護サービス情報の公表
- ② 介護事業者に対する指導等
- ③ 介護サービス事業者における自立支援・重度化防止の取組の支援【再掲】

### 8 緊急時(災害・感染症等)に備えた体制整備

- ① 災害時の避難行動要支援者への支援
- ② 緊急時の通報と安否確認の充実
- ③ 災害・感染症発生時における事業継続への支援

### 基本目標3 安心して暮らせるための医療と介護が連携・充実したまちづくり

- 医療や介護等の専門職の連携による支援が充実し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。
- 総合相談支援や介護予防において、ワンストップで適切な支援を行う地域包括支援センターがある安心のまちづくりを目指します。

#### 1 在宅医療と介護の連携

- ① 在宅医療と介護連携のための環境づくり
- ② 関係者との連携強化
- ③ 市民への広報啓発

#### 2 地域包括支援センター等の機能強化

- ① 適切な人員体制の確保
- ② 地域ケア会議の活用
- ③ 地域ケア個別会議による自立支援の促進
- ④ ケアマネジメント支援の充実
- ⑤ 鹿屋市地域包括ケアシステム構築方針の策定
- ⑥ 地域包括支援センター運営協議会の開催

### 基本目標4 地域の実情に応じた多様なサービスの充実したまちづくり

- 地域の実情に応じた生活支援サービスがあり、住み慣れた地域で自分の希望に合った生活ができるまちづくりを目指します。
- 高齢者の実情に応じた住まいや居住支援を受けられるまちづくりを目指します。

#### 1 地域の実情に応じた生活支援サービスの強化・充実

- ① 高齢者等訪問給食サービス事業
- ② 生活支援ショートステイ事業
- ③ 緊急通報体制等整備事業
- ④ 敬老バス等乗車賃助成事業
- ⑤ 交通手段の確保
- ⑥ 交通安全対策

#### 2 多様な住まいの確保

- ① 高齢者の住まい施策
- ② 高齢者住宅等安心確保事業
- ③ 高齢者の賃貸住宅等への入居支援
- ④ 養護老人ホームへの入所措置

#### 《重点施策1》

介護予防・重度化  
防止の推進

#### 《重点施策2》

日常生活支援の  
充実

#### 《重点施策3》

在宅医療と介護の  
連携の推進

#### 《重点施策4》

介護給付の適正化

## ■ 2025年及び2040年を見据えた鹿屋市の対応

### 地域包括ケアシステムの構築と深化

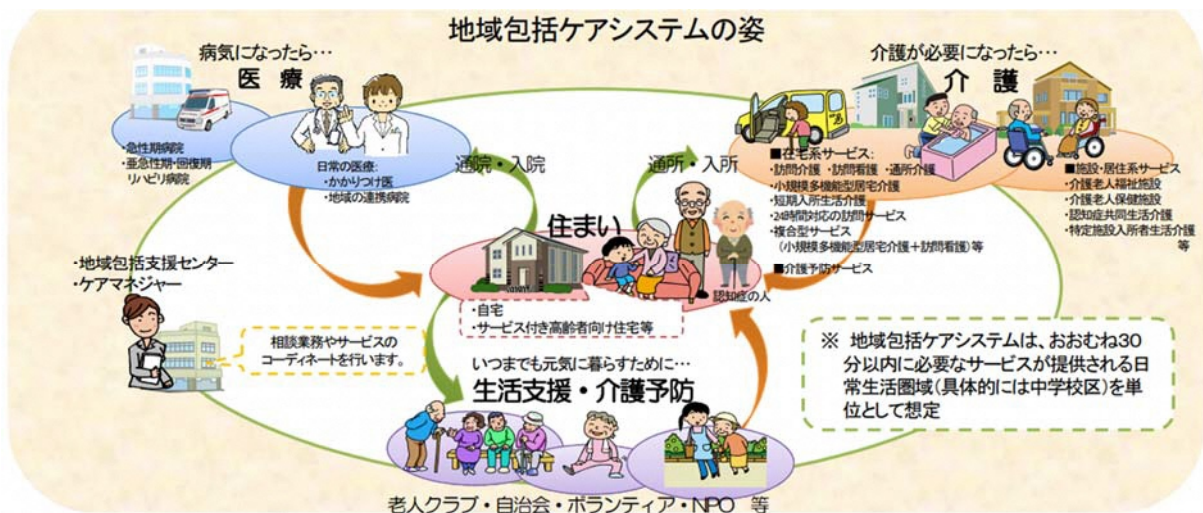
地域包括ケアシステムは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

高齢者の尊厳を支える地域社会を実現するため、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者の一層の増加が予測される2025年度（令和7年度）までに、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。

2040年には全国の高齢者人口はピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加することが見込まれています。本市の将来人口推計では、2030年に高齢者人口がピークとなり、85歳以上人口は2030年から2040年にかけて急増する見込みとなっています。

今後は、介護ニーズの高い高齢者の増加も見据え、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた必要な取組を進め、地域住民と協働し、障がい者や生活困窮者など様々な支援を要する人に対する包括的な支援体制づくりなど地域共生社会の実現等に向けた取組を推進し、地域包括ケアシステムの深化を図る必要があります。

このため、引き続き鹿屋市医師会、鹿屋市社会福祉協議会等の関係機関との連携を図りながら、地域包括ケアシステムの段階的な深化・推進に努めます。





## ■ 目標設定

重点施策の取組にあたって次の目標を定め、その達成に向けて各事業に取り組みます。

取組にあたっては、サービスの種類ごとの受給者数や給付実績等を定期的にモニタリングするとともに、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用し運営協議会等で公表するとともに、未達成の場合は具体的な改善策を講じるなど、P D C Aサイクルによる取組を推進します。

重点施策	目標項目	内容	R1実績	R5目標
介護予防・ 重度化防止	ふれあい・いきいきサロン (うち運動サロン) 参加者	住民主体の通いの場に参加する高齢者数 (うち1回1時間の運動を週1回以上実施する集いの場の参加者数)	3,761人 (1,142人)	5,000人 (2,000人)
	軽度者の介護度悪化率	通所系サービスを利用する軽度者(要支援1～要介護2)のうち、後年度に介護度が悪化した割合	29.8%	27%
	介護予防の周知率	介護予防の言葉を聞いたことがない高齢者の割合 (一般高齢者調査)	37.7%	35%以下 (R1県平均)
日常生活支 援の充実	ボランティア活動者	高齢者元気度アップ・ポイント事業、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業に登録し、ボランティア活動を行う高齢者数	2,842人	4,000人
	第二層協議体の設置圏域	住民主体で日常生活圏域の課題や資源について協議する場の開催数	4 圏域	7圏域
	福祉コミュニティの形成状況	地域につながりがあると感じる高齢者の割合 (一般高齢者調査)	60.6%	68%以上 (R1県平均)
在宅医療と 介護の連携	認知症サポーター数	認知症サポーター養成講座の参加者	1,005人	1,000人
	認知症初期集中支援チーム支援者数	初期の認知症高齢者に対する支援者	28人	30人
	認知症の相談窓口の周知率	認知症の相談窓口を知らない高齢者の割合 (一般高齢者調査)	29.7%	25%以下 (R1県平均)
介護給付適 正化	実地指導件数	事業所のサービス提供体制や介護報酬請求の点検指導を行う回数	21回	40回
	ケアプラン点検数	高齢者の自立支援、給付適正化に資するケアプランの点検数	151件	300件
	介護者の介護サービス満足率	介護サービスに満足する介護者の割合 (在宅要介護者調査)	54.3%	57% (R1県平均)

## 介護保険事業計画の概要

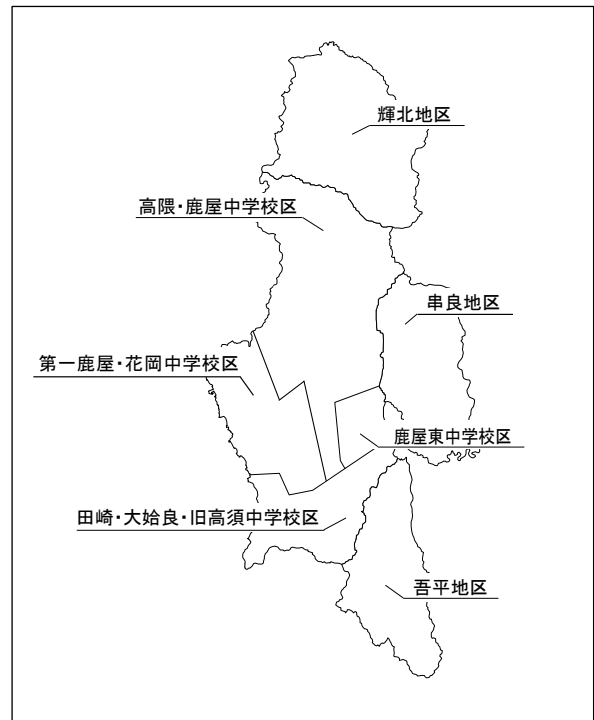
### ■ 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、身近な日常生活の区域ごとに介護サービスの提供を行うとともに、地域間の均衡のとれた基盤整備を行うために設けています。

本市では、中学校区単位を組み合わせた高隈・鹿屋中学校区、鹿屋東中学校区、第一鹿屋・花岡中学校区、田崎・大始良・旧高須中学校区、吾平地区、輝北地区、串良地区の7圏域（吾平地区、輝北地区、串良地区については、それぞれ1圏域）を設定します。

この7圏域は、高齢者人口、要介護認定者数を平準化したものであり、同時に施設系・居住系サービスも一定の整備が行われています。

これらの日常生活圏域ごとに、地域密着型サービスをはじめとする介護サービスの充実を図ります。



### 日常生活圏域の町内会の状況

日常生活圏域	町内会
高隈・鹿屋中学校区	○高隈 大黒 ○古前城町 本町 朝日町 向江町 共栄町 新栄町 北田 東大手 西大手町 曾田町 白崎町 王子町 打馬 東原町 上祓川町 祓川町 下祓川町 弥生 西祓川町
鹿屋東中学校区	○新川町 緑山 寿2丁目 寿3丁目 寿4丁目 寿5・6丁目 泉ヶ丘 寿7丁目 寿8丁目 札元1丁目 札元2丁目 旭原町 笠之原町
第一鹿屋・花岡中学校区	○上谷町 新生町 大浦町 西原1丁目 西原2丁目東 西原2丁目西 西原3丁目 西原4丁目 郷之原町 今坂町 上野町 野里町 ○花岡町 鶴羽 根木原町 花里町 有武町 小薄町 高牧町 海道町 古里町 白水町 一里山 小野原町 天神町 船間町 古江新町 古江下町 古江西
田崎・大始良・旧高須中学校区	○田崎町 川西町 川東町 永野田町 名貴町 ○飯隈町 菘塚町 星塚町 池園町 南町 大始良東 大始良西 獅子目町 田淵町 横山町 下堀町 ○高須町 浜田町
吾平地区	○神野 鶴峰東 鶴峰中地区 鶴峰西 中央東 中央町 中央麓地区 中央西地区 下名東 下名西
輝北地区	○百引 平南 市成 高尾
串良地区	○細山田北 細山田西 共心 東共心 細山田中央 新堀 下中 中野 山下 矢柄 上矢柄 上辰喰 辰喰 栄 上栄 更栄 昭栄 ○共栄西 共栄中 共栄東上 共栄東 鳥之巢 中宿 中山上 中山下 十三塚 中山原 松崎 城ヶ崎 柳谷 下方限 塩塚 永峯 県営十三塚・大久保段 ○平和 星ヶ丘 下甫木 大迫 中甫木 富ヶ尾中央 桜ヶ丘 吹上田 中郷 上大塚原上 上大塚原下 下大塚原 新大塚原 串良東部 串良中央 永和 諏訪下 堅田 岡崎東西 岡崎上 白寒水 大坪 下小原

## ■ 圏域内におけるサービス供給量確保方策

第8期計画期間中のサービス供給量確保については、現在の施設サービス、地域密着型サービス、居宅サービスの供給状況を踏まえ新たな整備は予定しませんが、介護人材不足への対応又は利用者の利便性向上を目的として、供給が充実しているサービスから不足しているサービスに転換する場合で、給付費の抑制など介護保険事業としての効果が見込まれるときは、総合的な検討を行い判断します。

## ■ サービス給付費の見込み

第8期計画期間中における各サービス量の見込みから推計すると、介護給付費が約302億9千万円、予防給付費が約10億7千万円となり、総給付費については合計で約313億円と見込みます。また、地域支援事業費については合計で約17億円と見込みます。

### 総給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護給付費	9,993,871	10,098,700	10,202,001	30,294,572
居宅サービス	3,211,411	3,272,582	3,334,590	9,818,583
地域密着型サービス	3,160,380	3,194,012	3,222,788	9,577,180
介護保険施設サービス	3,138,436	3,140,178	3,140,178	9,418,792
居宅介護支援	483,644	491,928	504,445	1,480,017
予防給付費	344,660	365,045	369,815	1,079,520
介護予防サービス	283,646	303,358	307,755	894,759
地域密着型介護予防サービス	13,872	13,879	13,879	41,630
介護予防支援	47,142	47,808	48,181	143,131
給付費計	10,338,531	10,463,745	10,571,816	31,374,092

### 地域支援事業費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	295,773	307,030	309,430	912,233
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	210,793	217,730	223,300	651,823
包括的支援事業（社会保障充実分）	59,935	61,710	75,900	197,545
地域支援事業費計	566,501	586,470	608,630	1,761,601

## ■ 第 1 号被保険者保険料の見込み

### 事業費給付費の推計

第 8 期計画期間中における総給付費に特定入所者介護サービス費等を加えた標準給付費と地域支援事業費の合計については、約352億円と見込みます。

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	合計
標準給付費見込額	11,051,749	11,158,270	11,273,562	33,483,581
地域支援事業費	566,501	586,470	608,630	1,761,601
標準給付費見込額 + 地域支援事業費合計	11,618,250	11,744,740	11,882,192	35,245,182

### 第 1 号被保険者の所得段階別保険料

保険料の所得段階別設定については、13段階で設定しています。第 8 期計画期間中における所得段階別の保険料（年額）を算定すると次のとおりです。

	対 象 者	標準乗率	保険料率	年額基準額
第 1 段階	・生活保護被保護者等 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額 + 課税年金収入が 80 万円以下	0.50	0.3	24,120
第 2 段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額 + 課税年金収入が 80 万円超 120 万円以下	0.75	0.5	40,200
第 3 段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額 + 課税年金収入が 120 万円超	0.75	0.7	56,280
第 4 段階	・本人は市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の合計所得金額 + 課税年金収入が 80 万円以下	0.90		72,360
第 5 段階	・本人は市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の合計所得金額 + 課税年金収入の合計が 80 万円超	1.00 (基準額)		80,400
第 6 段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が 120 万円未満	1.20		96,480
第 7 段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満	1.30		104,520
第 8 段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	1.50		120,600
第 9 段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満	1.70		136,680
第 10 段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満	1.85		148,740
第 11 段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満	2.00		160,800
第 12 段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満	2.15		172,860
第 13 段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が 1,000 万円以上	2.30		184,920

鹿屋市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画 <概要版> 令和 3 年 3 月

[編集・発行] 鹿屋市

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号

TEL 0994-43-2111